

議案第 4 8 号

和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第 9 条 和光市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8 円 3 8 銭</u>を超える場合には、<u>8 円 3 8 銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）</p> <p>第 1 0 条 第 7 条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、<u>8 円 3 8 銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第 1 3 条 和光市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第 9 条 和光市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7 円 7 3 銭</u>を超える場合には、<u>7 円 7 3 銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）</p> <p>第 1 0 条 第 7 条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、<u>7 円 7 3 銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第 1 3 条 和光市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙</p>

運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数(1未満の端数がある場合は、その端数は、切り捨てるものとする。次条において同じ。))の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、405円98銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に237,187円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数(1未満の端数がある場合は、その端数は、切り捨てるものとする。次条において同じ。))の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される和光市議会議員又は和光市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された和光市議会議員又は和光市長の選挙については、なお従前の例による。

令和8年6月4日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

公職選挙法及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。